

制定	平成 25 年 1 月 9 日	原規広発第 130109001 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 25 年 3 月 19 日	原規広発第 130319002 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 26 年 2 月 28 日	原規広発第 1402285 号	原子力規制委員会決定

原子力規制委員会政策評価基本計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 6 条及び「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、原子力規制委員会政策評価基本計画を以下のとおり定める。

第 1 計画期間

この計画の対象期間は、平成 24 年 9 月 19 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

第 2 政策評価の実施に関する方針

政策評価は政策の企画立案・実施を的確に行うことに資する情報を整理し、その情報の政策への適切な反映と政策の不断の見直し・改善を行うことで行政がその使命をより効率的に達成し、また、その過程及び結果を公表することで国民に対する行政の説明責任を徹底するものであると位置づけられる。

原子力規制委員会においては、以下の点に留意して政策評価を実施する。

政策の企画立案・実施を的確に行うためには、現在の環境の状況、社会経済情勢、自治体・国民の要請・要望、及び政策の効果等を把握し、それらを基礎として、政策評価の重点化を行うとともに、必要性、有効性又は効率性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な適切な観点から、効率的に自ら評価を行うことが必要である。

政策評価の導入により、政策体系を明らかにするとともに、「企画立案 (Plan) →実施 (Do) →評価 (Check) →改善 (Action)」という政策のマネジメントサイクルを行政に組み込み、評価の結果何らかの理由で期待通りの成果をあげていないものがあれば、その改善策を検討し、新たな政策の企画立案段階に反映させていくことによって、成果を重視した行政運営、政策の改善を不断に行うこととする。

第 3 政策評価の観点に関する事項

政策評価は、評価の対象とする政策の特性に応じて、主として必要性、有効性及び効率性の観点から行う。

必要性：対象とする政策に係る行政目的を国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らしたときの妥当性。

有効性：当該政策に基づく活動により得ようとする政策効果と実際に得られた又は得られると見込まれる政策効果の関係。

効率性：当該政策に基づく投入資源とそれによって得られる政策効果との関係。

上記の観点のほか、政策の特性に応じて、公平性、優先性などの観点を加味して適切に評価を行う。

第4 政策の効果の把握に関する事項

政策効果の把握にあたっては、対象とする政策の特性に応じて適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。評価の客観性を担保するためには一般にできる限り定量的な評価を行うことが望ましいが、これが困難である場合は政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。

また、政策効果の把握に関しては、当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合にあっては、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

なお、政策に基づく具体的活動の実施主体が原子力規制委員会以外であり、政策効果の把握のために必要となる場合にあっては、当該実施主体に対し、把握しようとする政策効果やその把握のための方法等について示すなどにより、できる限りその理解と協力を得るように努め、適切に政策効果の把握を行うものとする。

第5 事前評価の実施に関する事項

(1) 評価の目的

法第9条の規定に基づき、事前評価が求められる政策については、当該政策により見込まれる効果等を把握することにより、的確・適切な政策の採否、選択に資する情報を提供する見地から評価を実施する。

(2) 評価の対象

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第1項各号に規定す

る、規制の新設又は改廃を目的とする政策等を対象とする。

(3) 評価の実施

(2)に規定する各政策を主管する課又は室は、当該政策の決定に先立ち、評価を行い、評価書を作成する。その際、得ようとする効果や事後的な評価方法等を明らかにするとともに、複数の政策代替案の中からの適切な政策の選択、政策の改善・見直しの過程を可能な限り明らかにするよう努めるものとする。

評価の実施時期、観点・方法、手順その他事前評価の実施方法については、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）等による。

第 6 事後評価の実施に関する事項

(1) 評価の目的

原子力規制委員会の政策全体の進捗状況を把握・評価し、新たな政策の企画立案及び既存政策の見直しに活用することを目的とする。

(2) 評価の対象

事後評価は、原子力規制委員会の政策のすべてを対象に行う。

評価は、共通の目的を有する事業のまとまりである「施策」を単位として行う。施策の区分については、原子力規制委員会の政策全体を目的－手段関係を基礎に整理した「原子力規制委員会の政策体系」を別に定めて規定する。

(3) 評価の観点・方法

評価は、第 3 をもとに、主として有効性及び効率性の観点から行う。

その際、当該施策の下に位置づけられる事務事業の効果を明らかにするよう努めるとともに、施策全体の目標達成との関係、事務事業相互の関係に留意しつつ、評価を行うものとする。

(4) 評価の時期

各年度開始後速やかに、前年度までの施策の進捗状況について評価を行う。

(5) 評価の実施主体

評価は、各施策の主管課室等が実施する。

第 7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の実施に当たっては、多様な意見を反映するとともにその客観性及び厳格な実施を担保するため、評価の対象及び目的等特性に応じ、学識経験を有する第三者の知見の評価への適切な活用を図ることとする。

特に、事後評価の実施に当たっては、専門的見地から意見を求める外部の有識者からなる政策評価懇談会の助言を得るものとする。

第 8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

評価結果は、原子力規制庁の予算要求、事業決定、機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃等における重要な情報として活用し、反映させる。

原子力規制委員会における政策評価の結果の政策への反映状況は、原子力規制庁長官官房総務課において取りまとめ、原子力規制委員会において審議の上決定し、総務大臣に通知するとともに、国民にわかりやすい形で公表する。

第 9 政策評価に関する情報の公表に関する事項

(1) 政策評価の評価結果等の公表

政策評価の評価結果等の公表は、次の事項を原子力規制委員会ホームページに掲載することにより行うものとする。

- ① 評価書
- ② 評価書要旨（事前評価を除く）
- ③ 政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価を除く）

(2) 公表時期

それぞれの政策評価結果等については、まとまり次第適時に公表するものとする。

第 10 政策評価の実施体制に関する事項

原子力規制庁においては、長官官房総務課及び政策の所管課室等が、相互に連携を図りながら、政策評価を実施するものとする。具体的な役割分担としては、以下のとおりとする。

(a) 長官官房総務課の役割

基本計画の策定等基本的事項の企画及び立案、政策評価結果の案の取りまとめ、政策評価結果の施策等への反映状況の審査、外部からの意見等の受付等、原子力規制委員会の政策評価全体の総括を行う。

(b) 政策の所管課室等の役割

評価対象政策に係る評価方式の決定、政策評価作業の実施、政策評価結果の施策等への反映状況の作成等を行う。

(c) 政策評価懇談会の役割

政策評価懇談会は、原子力規制行政に関し専門的見地から意見を述べる外部有識者から構成する。

政策評価懇談会は、政策評価に対する助言を行うほか、必要に応じて、政策評価手法について検討を行う。

第11 その他

原子力規制庁長官官房総務課が全体の窓口として政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けることとし、寄せられた意見・要望は関係する課室等において適切に活用する。